

# 緑化専門家活用支援事業実施要領

## 第1条 趣旨

公益財団法人静岡県グリーンバンクは、市町や緑化団体等（以下「市町等」という。）が緑化意識の向上、市町等が実施する公共的な緑化施設の整備や管理の質の向上を図るため、緑化に関する専門家の助言等を受けようとする場合、当該市町等に対し、緑化専門家活用支援事業によって予算の範囲内において支援することとし、その実施に関し必要な事項をこの要領に定めるものとする。

## 第2条 定義

- (1) この要綱において「緑化専門家活用支援事業」とは、市町等の緑化意識の向上、市町等が実施する公共的な緑化施設の整備や管理の質の向上等を図るため、緑化に関する専門家の助言等を受けるのに必要な経費の一部を支援する事業をいう。
- (2) この要綱において「緑化に関する専門家」とは、植物や緑化に関する知見を有する者又は緑化施設の設計やデザイン等について技術的な知見を有する者並びに公益財団法人静岡県グリーンバンクが設置する緑化に関する人材バンクに登録された者をいう。

## 第3条 支援内容

この事業による支援の内容は、緑化に関する専門家の活用に要する次の各号に掲げる経費の補助とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費

2 前項の支援の限度額は、次のとおりとする。

- (1) おもてなし空間整備事業に関連するもの 各団体当たり1年間で15万円
- (2) 前号以外のもの 各団体当たり1年間で10万円

## 第4条 交付の申請

本事業による支援を受けようとする市町等（以下「依頼者」という。）は、以下の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (1) 緑化専門家活用支援事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）

## 第5条 交付の決定

理事長は、前条の申請書があったときは、事業の計画等を確認し、交付が適当と認められるときは、補助金の交付を決定し当該依頼者に対し通知（様式第3号）するものとする。

2 依頼者は、前項の通知受領後に事業計画の変更又は補助金額の増額をしようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

## 第6条 完了報告書の提出

依頼者は、交付決定を受けた緑化専門家活用支援事業が完了したときは、速やかに、以下の書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 緑化専門家活用事業完了報告書（様式第4号）

- (2) 事業実績書（様式第2号）
  - (3) 緑化専門家活用支援事業補助金請求書（様式第5号）
- 2 理事長は、前項の書類が提出されたときは、内容を確認し適切と認められるときは当該補助金の額を確定する。なお、確定した補助金額が第5条により決定した補助金額と同額の場合は、補助金の確定通知を省略することができる。
- 3 理事長は、補助金請求書に基づき補助金の支払いを行うものとする。

#### **第7条 書類の提出方法**

この要領の規定により依頼者から理事長に提出する書類は、支店長を経由して提出しなければならない。

#### **第8条 その他**

この要領に定めるもののほか、緑化専門家活用支援事業に関して必要な事項は理事長が別途定めるものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。